



2025年5月版

EU人権・環境デューディリジェンス 法制化の最新概要

-企業持続可能性デューディリジェンス指令および強制労働製品禁止規則-

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2025年5月

目次

I. 企業持続可能性デューディリジェンス指令の概要

II. 強制労働製品の域内流通禁止規則の概要

I. 企業持続可能性デューディリジェンス指令の概要

1 | 背景

- EUにとって持続可能な経済への移行は優先的な政治課題。国際的枠組により企業に推奨されてきたサプライチェーンにおける人権・環境デューディリジェンスは、企業の自主性に依拠するだけでは不十分との考えから法制化が進む。企業持続可能性デューディリジェンス指令もその一環として制定。
- これらの法制には、①開示・報告を義務付けるもの、②デューディリジェンスおよび開示を義務づけるもの、③関連する製品の域内流通、域外輸出を制限するものに大別される。
- 適用対象企業のみならず、特に適用対象企業と直接的に取引のある企業は、取引先から人権・環境に対する取組および情報開示を求められることが見込まれ、日本企業にも影響がある。

欧州における企業による人権・環境への取組を促進する主な枠組・法制など

種類	主な例
法定拘束力をもたない国際的枠組	・ 国連指導原則 ・ OECD多国籍企業行動指針 ・ OECD「責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンスガイダンス」 ・ ILO多国籍企業宣言
開示・報告を義務づける法制	・ EU：企業持続可能性報告指令（CSRD） ・ 英国：2015年現代奴隷法
デューディリジェンスを義務づける法制	・ EU：企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD） ・ フランス：企業注意義務法 ・ ドイツ：サプライチェーン・デューディリジェンス法 ・ ノルウェー：透明性法 ・ スイス：紛争鉱物および児童労働に関するデューディリジェンス法 ・ オランダ：児童労働注意義務法（未施行）
流通・輸出入を制限する法制	・ EU：強制労働製品禁止規則 ・ EU：グローバル人権制裁制度

（出所）各枠組、法制に基づき作成

2 | CSDDD : 適用対象企業

- 2024年7月25日「企業持続可能性デューディリジェンス指令」（CSDDD）が施行。
- 一定規模以上のEU域内外企業に対して、人権・環境デューディリジェンスを義務づけ。
- 2027年7月26日までに各EU加盟国にて国内法化され、2028年7月26日から企業規模に応じて段階的に適用開始。国内法化の過程で追加の要請の有無を確認。

1. 適用対象企業

EU域内企業	・ 前事業年度の全世界での売上高が4億5,000万ユーロ超かつ平均従業員数が1,000名超の企業 ・ 連結グループ単位で上記の閾値を満たす企業グループの最終親会社 ・ EU域内のフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社で、前事業年度におけるロイヤルティが年間2,250万ユーロ超、かつ全世界での売上高8,000万ユーロ超の企業
EU域外企業	・ 前事業年度のEU域内での売上高が4億5,000万ユーロ超の企業 ・ 連結グループ単位で上記の閾値を満たす企業グループの最終親会社 ・ EU域内のフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社で、前事業年度の前年度におけるEU域内でのロイヤルティが年間2,250万ユーロ超、かつEU域内での売上高8,000万ユーロ超の企業

2. 適用開始時期

2028年7月26日	<u>EU域内企業</u> ・ 前事業年度の全世界での売上高が15億ユーロ超かつ平均従業員数が5,000名超の企業 <u>EU域外企業</u> ・ 前事業年度のEU域内での売上高が15億ユーロ超の企業
2028年7月26日	<u>EU域内企業</u> 前事業年度の全世界での売上高が9億ユーロ超かつ平均従業員数が3,000名超の企業 <u>EU域外企業</u> 前事業年度のEU域内での売上高が9億ユーロ超の企業
2029年7月26日	上記以外のCSDDD適用対象企業

（出所）CSDDDに基づき作成

3 | CSDDD : デューディリジェンスの対象

- CSDDDの適用対象企業は、自社、子会社、活動の連鎖上のビジネスパートナーにおける人権・環境への負の影響につきデューディリジェンスを実施し、対処する必要がある。
- デューディリジェンスの対象となる人権・環境への負の影響はCSDDD附属書にて列記されている。

1. 人権への負の影響

- 生命に対する権利
- 拷問、非人道的な措置の禁止
- 子どもの権利
- 児童労働の禁止
- 身体的自由と安全に対する権利
- 強制労働の禁止、奴隷の禁止
- プライバシー権、思想・信教の自由
- 人身売買の禁止
- 公正で良好な労働条件
- 結社の自由、団結権および団体交渉権
- 相当な生活水準への制限の禁止
- 不当な差別的扱いの禁止
- 人々の生活（食糧、水、衛生、健康、生態系、文化）に負の影響をもたらす環境破壊
- 土地、森林、水域の取得に起因する不法な立退・剥奪の禁止など

自社、子会社に加え、企業の上流および一部の下流における直接的・間接的な取引先を含めた「活動の連鎖」(chain of activities)における負のリスクが対象。なお、間接的な取引先についてはオムニバス指令案により対象から外れる可能性がある（スライドp.11参照）。

2. 環境への負の影響

- 生物多様性への負の影響を回避または最小化する義務
- 絶滅のおそれのある特定の種の野生動植物の輸入、輸出、再輸出などの禁止
- 違法な水銀添加製品の製造および輸出入、製造過程における水銀または水銀化合物使用、違法な水銀廃棄物の処理の禁止
- 人の健康や環境に悪影響がある特定の残留性有機汚染物質（例：ダイオキシン類、PCB、DDTなど）の製造、使用、違法な廃棄物の処理
- 一定の国で使用が禁止または制限されている特定の有害な化学物質や駆除剤の輸出入の禁止
- オゾン層を破壊する一定の物質の違法な製造、消費、輸出入の禁止
- 一定の有害廃棄物の輸出入の禁止
- 世界自然遺産への負の影響を回避または最小化する義務
- 湿地への負の影響を回避または最小化する義務
- 油類、有害液体物質、汚水の海洋への放流、不法な有害物質汚染、不法な廃棄物投棄の禁止を含む船舶からの汚染の防止義務
- 海洋投棄による海洋環境汚染の防止、削減および管理

4 | CSDDD : 適用対象企業の義務

- CSDDD適用対象企業は、人権および環境に関するリスク、負の影響を特定、評価し、対処するために適切な管理システムを構築し、デューディリジェンスを実施する義務を負う。
- 人権・環境に関するリスクへの対応の他、気候変動緩和のための移行計画の策定・実施も求められる。

適用対象企業の義務内容

	義務	CSDDD条文
1	デューディジェンスの企業方針やリスク管理システムへの取り込み	第7条
2	実際の、あるいは潜在的な人権・環境への負の影響を特定、評価、必要に応じてこれらの負の影響の優先づけ	第8条、第9条
3	潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化	第10条、第11条
4	実際の負の影響に対する救済	第12条
5	有意義で効果的なステークホルダーエンゲージメントの実施	第13条
6	通報制度および苦情処理手続の構築・維持	第14条
7	デューディリジェンスの方針・措置の実効性に関する評価	第15条
8	デューディリジェンス関連事項の公表	第16条
9	気候変動緩和のための移行計画の策定・実施	第22条

(出所) CSDDDに基づき作成

5 | 制裁、民事責任・損害賠償責任、遵守のための支援

- CSDDD違反の場合は制裁、罰則の対象に。
- 民事責任・損害賠償責任規定は設けられたが、取締役の責任については規定されなかった。
- 制裁、罰則、民事責任・損害賠償責任の詳細は各EU加盟国の国内法で規定。

1. 制裁・罰則

- **制裁金**：違反企業の全世界の売上高に基づく制裁金。制裁金の上限は、前事業年度の全世界の売上高の少なくとも5%以上に設定。
- **公表**：違反企業が一定の期限内に制裁金の決定に従わない場合、違反企業および違反の性質を示した公的声明が出される。

2. 民事責任・損害賠償責任

- 故意または過失による負の影響の防止・軽減、停止・最小化の義務を不遵守により損害を引き起こしたり助長したりした場合、民事上の損害賠償責任を負う。なお、オムニバス指令案により、EUレベルでの民事責任規定は廃止される可能性がある（詳細はスライドp.11参照）。
- 損害賠償は、被害者が被った不利益の補填が目的であり、懲罰的な観点から被害者が被った不利益以上の賠償を求める懲罰的損害賠償は想定されていない。

3. 非EU企業への法執行

- EU加盟国に拠点がない非EU企業に関しては、EUで最も売上高の高いEU加盟国が管轄する。
- 非EU企業はEUにおける認定代理人を設置。
- 監督当局は国内法に基づき非EU企業にも制裁金賦課。
- 非EU企業が従わない場合には、監督当局は違反企業および違反の性質を示した公的声明を出す。

4. ガイドライン

- CSDDD遵守の支援のため、2027年にかけて欧州委員会から、リスク要因の評価、リスク特定、優先順位づけ、ステークホルダーエンゲージメント、セクター別、責任ある撤退、モデル契約条項、産業・ステークホルダー主導の取組、第三者検証、データ・情報源、気候変動緩和のための移行計画などに関するガイドラインが発行される予定。

6 | 他の欧州の法令と先行する国内法

- 欧州では、CSDDD以外にもビジネスによる人権や環境に対する取組促進を目指した枠組が導入されている。
- フランス、ドイツでは人権・環境デューディリジェンスに関する法制化済。今後CSDDDの要請に沿った形で改正される予定。各法令の詳細に差異はあるが、国連指導原則、OECD多国籍企業行動指針（DDガイダンス含む）に沿った取組強化が推奨される。

1. EU 紛争鉱物資源規則

- スズ、タンタル、タングステン、金などを紛争地域および高リスク地域から調達するEUの精錬事業者や輸入事業者に対して、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューディリジェンスの実施を義務づけ。

2. EU 森林破壊防止規則

- パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆とこれらの派生製品をEU域内に流通、またはEUから輸出する全ての事業者、貿易事業者に対し、当該産品が森林破壊によって開発された農地で生産されていないことを確認するデューディリジェンスの実施と報告を義務づけ。

3. EU バッテリー規則

- リチウム、コバルト、ニッケルなどの対象鉱物を含むバッテリー製品の原材料調達から設計・生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定するもので、対象鉱物のサプライチェーンにおける人権・環境デューディリジェンスの実施を義務づけ。

4. EU 企業持続可能性報告指令（CSRD）

- 大企業と上場している中小企業などの対象企業に対し、環境権、社会権、人権、ガバナンス要因などの持続可能性事項に関する報告を義務づけるもの。
- デューディリジェンス自体を義務化するものではないが、開示の前提として企業による関連する取組が求められる。

5. フランス 企業注意義務法

- 従業員数が一定規模以上の在仏企業に対し、親会社が海外子会社やサプライチェーン上の人権・環境に対する負の影響についての注意義務に関する計画書の作成・実施・有効性評価・開示を義務づけるもの。
- 2027年7月までにCSDDDに沿ったかたちで改正される予定。

6. ドイツ サプライチェーン・デューディリジェンス法

- 従業員数が一定規模以上の在独企業に対し、サプライチェーン上（直接供給者および義務違反を示唆する情報がある場合には間接供給者）の人権と人権に影響を与える一部の環境に関するデューディリジェンスの実施と公表を義務化。
- 2027年7月までにCSDDDに沿ったかたちで改正される予定。

7 | CSDDD : 実務上の注意点・対策

- CSDDDは、2027年7月26日までの各EU加盟国における国内法化を経て、2028年7月26日から企業規模に応じて段階的に適用開始。国内法化の過程で追加の要請の有無を要確認。
- 必要な体制構築には時間を要するため、既存の制度を活用しながら積極的に準備を開始することが重要。
- CSDDD対応が他のビジネスによる人権や環境に対する取組促進を目指した枠組対応にもつながる。

■ 適用対象か否かの査定

CSDDDの適否の確認、適用時期の確認。国内法によりCSDDDの適用対象基準と異なる基準の有無も確認。

適用対象外でも取引先を通じて情報提供を含め対応を求められる可能性に注意。

■ 事業体制、戦略、方針の見直し

現在のビジネスモデルを含む事業体制、戦略について、人権の尊重、環境保護、気候変動対策の観点から改善できる点はないか分析。

既存の体制を活用しつつ、不足分を調整。

■ 協力体制の構築

遵守のための情報が多岐にわたること、継続的な対応が必要なことから、社内の幅広い部署と連携して効率よく情報収集・対応を可能とする協力体制を構築。

■ 活動の連鎖の把握

CSDDDの対象は「活動の連鎖」であることを認識し、人権・環境リスクおよび負の影響につき特定・分析。

■ ステークホルダーとの信頼関係の構築

人権・環境への負の影響に対処するには、様々なステークホルダーとの協力が必要。日頃からステークホルダーとの信頼構築、コミュニケーションが大切。

■ 法令遵守のための計画策定

CSDDDの遵守は、他のEUレベルでの法令（例：バッテリー規則、森林破壊防止規則、紛争鉱物資源規則）、フランスの企業注意義務法をはじめとする他の枠組の遵守との重複部分もある。重複部分と差異を意識し、効果的な法令遵守のための計画を策定。

■ 産業別、ステークホルダー主導の取組の活用

産業別、ステークホルダー主導の取組（例：ガイドライン、データベースなど）を適宜活用して効果的・効率的な取組を実施。

■ 顕著な変化の活用

定期的な遵守体制、人権・環境リスクの見直しに加え、新たな事業開始、新製品の導入、M&A、投資などの機会に遵守体制の見直しを行う。

■ ガイドライン、国内法化、オムニバス法案の動向の注視

今後2027年にかけて欧州委員会からCSDDD遵守のための各種ガイドラインが発行されるほか、各EU加盟国にて国内法が整備される。国内法化の過程で追加の要求がないか確認。また、今後審議が進められるDD実施や開示義務を大幅に簡素化するオムニバス指令案（詳細はスライドp.11参照）についても継続的に注視し、必要に応じて遵守体制を見直し。

8 | CSDDD : オムニバス指令案による主な変更点

- 2025年2月26日、欧州委員会はDD実施や開示義務を大幅に簡素化するオムニバス指令案を公表。
- 2025年4月17日に施行済の「Stop-the-Clockオムニバス指令」により、国内法化期限および適用開始時期を1年延期。（延期後の適用開始時期の詳細は、スライドp.5、p.10参照）
- その他の適用要件および義務内容の緩和に関するオムニバス指令案については、EU理事会および欧州議会での審議を引き続き注視する必要がある。

適用要件および義務内容の緩和に関するオムニバス指令案の主なポイント

	現行のCSDDD条文	2025年2月オムニバス指令案での提案
1 デューディリジェンスの対象の縮小	活動の連鎖上のビジネスパートナー	自社、子会社、および直接的な取引先に限定し、間接的な取引先については、DDの必要性を示唆する信ぴょう性の高い情報がある場合に限定。
2 ステークホルダーの範囲の限定	取引先や従業員、権利保持者、地域社会を含むあらゆる利害関係者（第3条で定義）	労働者およびその代表、自社、子会社、取引先の製品、サービス又は事業によって直接影響を受ける可能性のある個人とコミュニティに限定。
3 モニタリングの頻度の延長	負の影響の特定、防止、軽減、停止、最小化の実効性を、12カ月ごとに状況に応じて定性的・定量的指標により評価する必要。	評価の頻度を、12カ月ごとから5年ごとに延長。
4 取引関係の終了に関する義務の削除	取引の停止は、是正行動計画の実施などあらゆる措置を取っても改善されず、かつ負の影響が深刻である場合に限って義務付け。	最終手段としての取引停止の義務を削除。
5 民事責任に関する規定の修正	詳細は各EU加盟国の国内法で規定するが、企業がDD実施義務を遵守しなかったことで損害を引き起こした／助長した場合の民事上の損害賠償責任、連帯責任などを要請。	EUレベルでの民事責任規定を廃止。各EU加盟国の法律の下で責任を負う。訴訟提起の授権に関する要請を見直す。

Ⅱ．強制労働製品の域内流通禁止規則の概要

1 | 強制労働製品禁止規則の概要

- 2024年12月13日「強制労働製品の域内流通禁止規則」が施行。2027年12月14日から適用開始。
- **強制労働により生産された全ての製品**のEU域内流通およびEU域外への輸出を禁止。

1. 強制労働製品の域内流通禁止規則

- **適用**：2024年12月13日「強制労働製品の域内流通禁止規則」（「強制労働製品禁止規則」）施行、2027年12月14日から適用開始。
- **対象**：EU域内向けオンライン販売を含め、製品をEU域内で販売またはEU域外に輸出するあらゆる事業者。規模、活動地域による基準なし。
- **規制内容**：強制労働により生産された製品のEU域内での流通および域外への輸出を禁止。
- **強制労働**：ILO強制労働に関する条約（第29号）および強制労働廃止に関する条約（第105号）で定義される強制労働。児童労働を含む。
- **日本企業への影響**：サプライチェーン上にEU域内で製品の販売やEU域外への輸出を行う事業者がある場合、強制労働への対応が必要となる。
- **制裁**：違反の場合の制裁内容は各EU加盟国が2026年12月14日までに決定。

2. 執行

- **執行**：主導管轄当局がリスクベースに基づく調査（事前調査/正式調査）を実施。
- 規則の効果的、統一的な運用のための支援
 - 欧州委員会とEU加盟国のネットワーク（Union Network Against Forced Labor Products）
 - 各種ガイドラインの公表
 - 各種ガイドライン、情報、決定事項を一元化したウェブサイト（Forced Labour Single Portal）

3. 措置

- **措置決定**：調査の結果、強制労働製品の流通・輸出が認定された場合、事業者に対して当該製品の流通・輸出禁止、回収・処分、置換などの措置命令が決定される。

2 | 強制労働製品禁止規則：手続の流れ

- 強制労働製品禁止規則の執行のため主導管轄当局による調査（事前調査/正式調査）を実施。
- 強制労働製品と認定された場合、**流通・輸出禁止、回収・処分、置換**などの措置命令が出される。

調査から決定までの手続の流れ

事前調査

- ・ 主導管轄当局から事業者に対する法令の遵守状況やデューディリジェンス実施状況についての情報請求（回答準備期間：30営業日）。
- ・ 主導管轄当局が事前調査に基づき正式調査の要否を決定（審査期間：回答受領から30営業日）。

正式調査

- ・ 事前調査の結果、強制労働に関する相当な懸念が認定された場合に正式調査を実施。
- ・ 追加の資料請求、必要に応じて現地査察あり（回答準備期間：30～60営業日）。
- ・ 事業者の規模、経済的資本、製品の量、強制労働の規模も考慮。

決定

- ・ 調査の結果、強制労働製品と認定された場合には、主導管轄当局は内容に応じて流通・輸出禁止、回収・処分、置換などの措置命令を決定（調査開始から原則9か月以内）。

見直し請求

- ・ 事業者は、強制労働製品に関する義務違反がないことを示す資料を提示し、決定の見直しを求めることが可能。

税関差止

- ・ 流通・輸出、回収・処分、置換などの決定がされた強制労働製品における税関差止。
- ・ 従来の輸入申告書、原産地証明書に加え、製造者、生産者、サプライヤーに関する情報の税関への提出が必要になる可能性あり。

■ 2026年6月14日までに、欧州委員会から法令遵守のために参考となるガイドラインが発行される予定。

3 | 強制労働製品禁止規則：実務上の注意点・対策

- 強制労働製品禁止規則は2027年12月14日から適用開始。
- 必要な体制構築には時間を要するため、今から積極的に準備を開始することが重要。

1. 主なスケジュール

2024年12月13日「強制労働製品禁止規則」施行
 2025年12月14日 各EU加盟国にて管轄当局決定
 2026年6月14日

- 強制労働リスクに関するデータベース整備
- 欧州委員会による各種ガイドラインの整備
 - ・ 強制労働（児童労働、国家による強制労働を含む）に関するデューディリジェンス
 - ・ 強制労働を停止
 - ・ 救済するための推奨実務
 - ・ 執行に関する実務
 - ・ 税関提出書類
 - ・ リスク指標
 - ・ 主導管轄当局による調査
 - ・ 制裁金と基準
 - ・ 遵守の支援となる情報

2026年12月14日 各EU加盟国にて制裁内容を決定

2027年12月14日 適用開始

2. 対策・注意点

■ サプライチェーンの把握・分析

サプライチェーンの確認、製品の原材料調達、生産、流通過程の追跡・記録・管理のための仕組み構築、リスク管理、デューディリジェンスの導入。自身がEUでビジネスを行っていない場合も注意。

■ 既存の法令遵守体制の活用・更新

社内の法令遵守体制の現状を確認し、不足分を調整。

■ 事業方針の確認、運用

強制労働に対処するための方針、企業行動規範、サプライヤー行動指針、デューディリジェンス実施、契約条項の追加、サプライヤーとの協力体制構築。

■ 高リスク製品の把握

既存の強制労働製品に関する情報源の活用。

例：EUグローバル人権制裁制度、米国ウイグル強制労働防止法に基づくリスト

■ ガイドライン、国内法動向の継続的注視

2026年6月までに欧州委員会が整備する各種ガイドライン、ポータルウェブサイト、プラットフォームなどの動向、制裁に関する国内法整備の動向注視。

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250008>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部欧州課



03-3582-5569



ORD@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載